

タイヤ騒音規制の規制手法と今後の進め方について

経緯

タイヤ騒音規制の規制手法については、国土交通省で行う検査業務(新規検査、継続検査及び街頭検査)、審査業務等(型式指定自動車の認証等)に大きな影響を与えるため、これらの実態を把握していない環境省で検討を行うことは非常に困難であることから、規制手法については関係省庁において検討を進めることが答申されている(第二次答申:平成24年4月19日)。

関係省庁からの検討結果報告

国土交通省において規制手法について検討を行った結果、次の理由により「自動車の製作年月日を基準とした規制手法(自動車単体騒音規制と同じ規制手法)」とすることが適当であるとの結論が自動車単体騒音専門委員会作業委員会において報告された。

【理由】

検査業務等においては、これまで自動車の構造及び自動車の装置について自動車の製作年月日による規制の適用を確認しており、タイヤの製作年月日(欧州の規制手法と同等)を基準とした場合、規制の複雑化により、

1. 自動車ユーザー及び自動車整備事業者の混乱を招く要因となる
2. 検査業務等が複雑化する

今後の進め方

タイヤ騒音規制については、短期的な課題として「タイヤ騒音規制の適用時期の検討」、中長期的な課題として「更生タイヤの規制に対する導入の検討」、「タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための見直し」の検討を進める必要がある。これらを進めるに当たっては、検査業務等への影響を考慮する必要があるため、別紙のとおり、環境省と国土交通省の合同で検討会を設置することとしたい。

タイヤ騒音規制検討会の設置について

1. 目的

本年4月に答申された中央環境審議会第二次答申において、定常走行時の寄与率が高いタイヤ騒音の低減に着目し、国際基準である ECE R117-02 のタイヤ騒音規制を導入することが提言されている。このタイヤ騒音規制の適用時期については、同答申において、「従来の車両に着目した規制に対し、タイヤに着目した新たな規制となるため、関係省庁において規制手法を検討し、その結果を踏まえ検討する」ことが今後の検討課題とされたところであるが、今般、関係省庁において規制手法の検討を行った結果、車両に着目した規制手法が適当であるとの結論が得られたところである。

また、同答申においては、「将来的に普及が進むと考えられる更生タイヤに対する規制の導入やタイヤ騒音規制の実効性を向上させるための見直しを検討する」ことも今後の検討課題とされている。

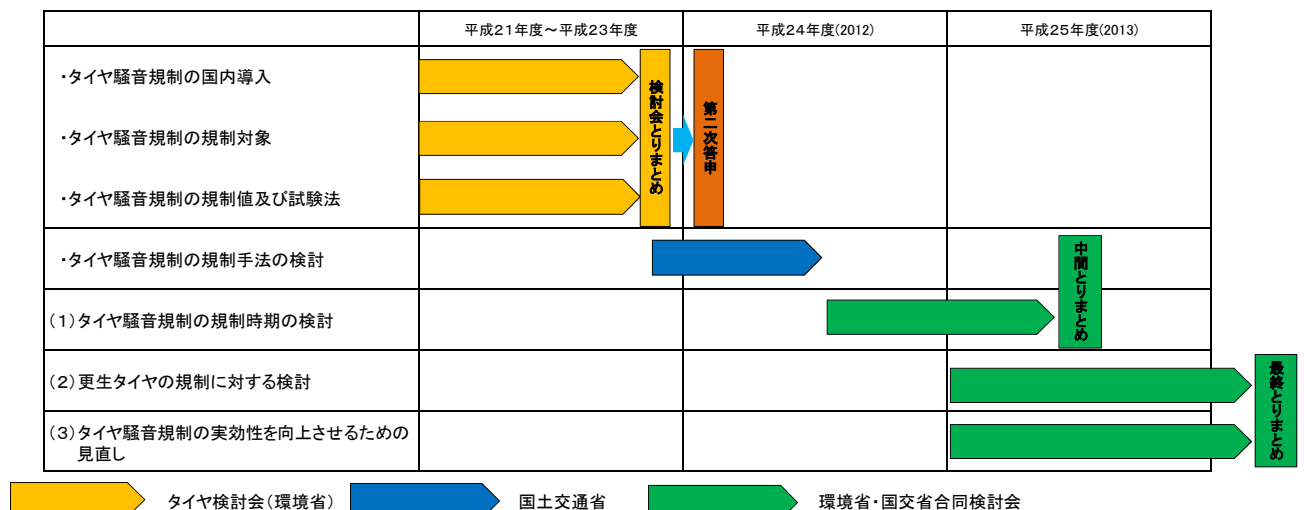
中央環境審議会において、規制の適用時期及びこれらの課題の検討を進めるに当たっては、国土交通省が所管する検査業務等への影響を考慮する必要がある。このため、学識経験者等で構成されるタイヤ騒音規制検討会を、環境省と国土交通省の合同で設置し、タイヤ騒音規制の適用時期の検討、更生タイヤに対する規制の導入等について検討を行う。

※ 中央環境審議会第二次答申：「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申）」（平成24年4月19日）

2. 検討事項及びスケジュール

- (1) タイヤ騒音規制の適用時期について
- (2) 更生タイヤの規制に対する導入について
- (3) タイヤ騒音規制の実効性を向上させるための見直しについて

上記の内容について平成24年度から検討を開始し、(1)については平成25年度にとりまとめ、(2)及び(3)については、平成27年度を目途に結論を出す。



3. 検討会の取扱い

- ・事務局は、国土交通省自動車局環境政策課及び環境省水・大気環境局総務課が務める。
- ・検討会は原則公開とする。ただし、業界ヒアリングは非公開とする。
- ・検討会の検討結果は、随時、中央環境審議会に報告し、最終答申を検討する際の判断材料とする。

タイヤ騒音規制検討会検討員（案）

【検討員】

石濱 正男 神奈川工科大学創造工学部自動車システム開発工学科教授
伊藤 晃佳 (財)日本自動車研究所 エネルギー・環境研究部グループ長
金子 成彦 東京大学大学院工学系研究科教授
坂本 一朗 (独)交通安全環境研究所環境研究領域上席研究員
中島 幸雄 工学院大学グローバルエンジニアリング学部教授

(敬称略、五十音順)

※自動車工業会等関係団体から検討員を任命予定

【事務局】

環境省水・大気環境局総務課

国土交通省自動車局環境政策課